

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	生活保護の決定及び実施等に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、生活保護の決定及び実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県 大分市

公表日

令和6年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保護の決定及び実施等に関する事務
②事務の概要	特定個人情報以下の事務を取り扱う。 一. 保護の実施 二. 保護の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 三. 職権による保護の開始、変更 四. 保護の停止、廃止 五. 就労自立給付金の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 六. 保護に要する費用の返還 七. 徴収金の徴収 八. 進学・就職準備給付金の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 九. 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 十. 医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認履歴の管理 十一. 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 十二. 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等、オンライン資格確認等システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表23の項 ・大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【本市からの情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42および43の項 【本市からの情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171および172の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分市 福祉保健部 生活福祉課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 TEL:(代表)097-534-6111 (内線)1485

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月13日	I. 1. ②事務の概要		八、進学準備給付金の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 上記文書を追記した。	事後	
平成30年7月13日	I. 5. ②所属長	塩手 祥晃	安藤 裕二	事後	
平成30年7月13日	II. 1. 対象人数	平成27年7月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
平成30年7月13日	II. 2. 取扱者数	平成27年7月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
平成31年2月27日	I. 5. ②所属長の役職名	H31.1.1施行の様式変更に伴う修正 ②所属長「生活福祉課長 安藤 裕二」	H31.1.1施行の様式変更に伴う修正 ②所属長の役職名「生活福祉課長」	事後	
平成31年2月27日	IV. リスク対策		H31.1.1施行の様式変更に伴い、新規追加	事後	
平成31年2月27日	表紙 公表日	2018/8/3	2019/2/27	事後	
平成31年2月27日	II. 1. 対象人数	平成30年7月1日 時点	平成31年2月27日 時点	事後	
平成31年2月27日	II. 2. 取扱者数	平成30年7月1日 時点	平成31年2月27日 時点	事後	
令和2年10月27日	II. 1. 対象人数	平成31年2月27日 時点	令和 2年10月27日 時点	事後	
令和2年10月27日	II. 2. 取扱者数	平成31年2月27日 時点	令和 2年10月27日 時点	事後	
令和2年10月27日	IV. 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託先における不正な使用等のリスク対策は十分か「十分である」	「委託しない」に変更。	事後	
令和2年10月27日	IV. 5. 特定個人情報の提供・移転	不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か「十分である」	「提供・移転しない」に変更。	事後	
令和5年3月1日	II. 1. 対象人数	令和 2年10月27日 時点	令和 5年3月1日 時点	事後	
令和5年3月1日	II. 2. 取扱者数	令和 2年10月27日 時点	令和 5年3月1日 時点	事後	
令和5年3月1日	I. 1. ②事務の概要		九、生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 十、医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認履歴の管理 十一、医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 十二、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 上記文書を追記した。	事後	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和5年3月1日	I. 1. ③システムの名称		医療保険者等向け中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等、オンライン資格確認等システム 上記文書を追記した。	事後	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和5年3月1日	I. 3. 個人番号の利用		・大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 上記文書を追記した。	事後	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和6年9月30日	I. 1. ②事務の概要	特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 一、保護の実施 二、保護の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 三、職権による保護の開始、変更 四、保護の停止、廃止 五、就労自立給付金の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 六、保護に要する費用の返還 七、徴収金の徴収 八、進学準備給付金の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 九、生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 十、医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認履歴の管理 十一、医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 十二、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 一、保護の実施 二、保護の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 三、職権による保護の開始、変更 四、保護の停止、廃止 五、就労自立給付金の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 六、保護に要する費用の返還 七、徴収金の徴収 八、進学・就職準備給付金の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 九、生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 十、医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認履歴の管理 十一、医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 十二、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事後	番号利用法の法改正に伴う変更
令和6年9月30日	I. 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一 主務省令) 第15条 ・大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条	・番号利用法第9条第1項 別表23の項 ・大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条	事後	番号利用法の法改正に伴う変更
令和6年9月30日	I. 4. ②法令上の根拠	・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二 主務省令) 情報提供の根拠: 9.10.14.16.18.20.24.26.27.28.30.31.50.53.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.113.116.120の項	【本市からの情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第6号に基づく主務省令第2条の表42および43の項 【本市からの情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、90、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171および172の項	事後	番号利用法の法改正に伴う変更
令和6年9月30日	IV. 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和6年9月30日	IV. 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転		十分である	事後	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更